

議案第 14 号

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正され、育児のための所定外労働の制限の対象となる職員の範囲が拡大されるほか、仕事と介護の両立のための支援制度に関する周知等が義務付けられることに伴い、本市職員についてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

1 時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲の拡大（第 9 条関係）

正規の勤務時間以外の時間における勤務の制限の対象となる職員の範囲を次のように拡大することとする。

改 正 後	改 正 前
小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員	3 歳に満たない子を養育する職員

2 配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等（第 16 条の 3 関係）

任命権者は、職員が、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならないこととする。また、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度において、介護両立支援制度等その他の事項を知らせなければならないこととする。

3 勤務環境の整備に関する措置（第 16 条の 4 関係）

任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施その他の勤務環境の整備に関する措置を講じなければならないこととする。

4 その他

規定を整備することとする。

[適用]

令和 7 年 4 月 1 日